

平成30年度 第1回丹波市男女共同参画審議会議録（要旨）

日 時：平成30年7月24日（火）午後1時30分開会～午後3時50分閉会

場 所：氷上住民センター 研修室

出席者委員：北尾真理子委員、中里英樹委員、中村衣里委員、足立順子委員、石田隆志委員、大木玲子委員、北村久美子委員、古西純委員、小林孝至委員、田中延重委員、谷水ゆかり委員、能勢信子委員、足立敏行委員、細見加津子委員、増南文子委員

欠席者委員：なし

出席職員：丹波市長、丹波市副市長、まちづくり部長

事務局：まちづくり部人権啓発センター所長、まちづくり部人権啓発センター人権推進係長
まちづくり部人権啓発センター人権推進係主幹

議 事：（1）丹波市男女共同参画審議会の会議運営要領、傍聴規程の認定
（2）会議公開・非公開の決定について
（3）第2次丹波市男女共同参画計画の進捗状況について
（4）第3次丹波市男女共同参画計画について
（5）丹波市男女共同参画センター（仮称）基本計画について
（6）丹波市男女共同参画条例（仮称）の制定について

資 料：【資料1】 丹波市男女共同参画審議会委員名簿
【資料2】 丹波市男女共同参画審議会設置条例
【資料3】 丹波市男女共同参画審議会に関する運営要領（案）
【資料4】 丹波市男女共同参画審議会に関する傍聴規程（案）
【資料5】 第2次丹波市男女共同参画計画の推進状況
【資料6-1】 体系別評価
【資料6-2】 各施策の取り組み状況
【資料7】 丹波市市民プラザ基本計画
【資料8】 丹波市市民活動支援センター基本計画
【資料9】 丹波市男女共同参画センター（仮称）基本計画
【資料10】 男女共同参画に関する条例の制定について
【資料11】 丹波市男女共同参画条例（仮称）の項目検討資料
【資料11-1】 項目内容について、「他市との違いのある箇所」及び「当市(案)の考え方」
【資料12】 男女共同参画社会基本法
【資料13】 兵庫県男女共同参画社会づくり条例
【資料14】 尼崎市男女共同参画社会づくり条例
【資料15】 川西市男女共同参画推進条例
【資料16】 姫路市男女共同参画推進条例
【別冊】 第3次丹波市男女共同参画計画
【別冊】 第3次丹波市男女共同参画計画概要版

1 開会

- ・開会あいさつ
- ・資料確認

2 委嘱書の交付

- ・副市長より代表委員に委嘱書交付を行う。

3 あいさつ

- ・副市長あいさつ

この度は、丹波市男女共同参画審議会委員にご就任をお願いしたところ、快くご承諾をいただきお礼を申し上げます。また、お忙しい中、第1回目の審議会にご出席をいただいたことにお礼を申し上げます。

男女共同参画審議会については、常設の審議会として今年から設置した。これからの2年間では、男女共同参画条例や男女共同参画センターなどの重要事項について審議をしていただくことになるが、忌憚のない意見をお願いしたい。

男女共同参画というのは、多様な概念があり難しいと感じている。先般、県の男女共同参画審議会の議事録を読んでいたが、県の審議会でもそのような意見が出ていたので紹介する。

男女共同参画という言葉がよく響かないと発言されていた。兵庫県では、女性問題ということで女性センターがあった。その後、男女共同参画という形で男女共同参画センターに変わってきた。女性学の権威の上野千鶴子さんは、男女共同参画という言葉が差別的だというようなことも言われている。女性に問題があるのではなく、男性中心の社会だからこそ、女性が活躍できないことになっているということである。男女共同参画センターでは女性を対象とした事業が多いが、男性を対象とした事業を行い、男性の意識を変えないと男女共同参画が進まないというような話であった。男女共同参画を進める上で、誰をターゲットにどのような事業を進めていくかが難しい問題であるとの内容であった。

男女の社会参画を進めていく話の中で、仕事に参画することが社会参画であると認識されていることが多くある。次世代を育成する、要するに家で子どもを育てることも立派な社会参画であるが、社会参画として評価されていないのではないかと、社会参画とは何なのかといった話も出ていた。

女性の活躍の点では、労働力が不足しているために女性の活躍が期待されている部分がある。女性が活躍できていないことの反対として、男性は活躍できているのかと言うと、全国で年間約3万人の男性が自殺している状態では男性が活躍できているとは言えなく、簡単な問題ではないのではといった話も出ていた。

また、男女共同参画の中での問題として「男性らしさ、女性らしさ」など、「らしさ」が出てくる。「男性らしさ、女性らしさ」をなくして中性化していくことを目指していこうとしている訳でもなく、「男性らしさ、女性らしさ」を持ったまま男女が参画していくことなのか、或いは「男性らしさ、女性らしさ」など「らしさ」を少し緩めていくことを理想としていくのかなど、性的マイノリティにも関連してどう捉えていくのかなども話されていた。

このように男女共同参画は、分かったようで分かりにくい多面的な部分があり、人によって捉え方が違ってくるので難しい問題だと感じている。皆様には、男女共同参画における多様な

問題について審議していただくが、よろしくお願い申し上げます。

・市長あいさつ

前市長からは計画の実現について引継ぎを受け、これまで様々な取り組みを進めている。

男女共同参画については、市民プラザとして男女共同参画センターと市民活動支援センターの整備計画を策定しており、来年10月のオープンに向けた筋道ができたと思っている。

4月の人事異動で2名の女性部長が誕生した。男女に関係なく能力のある職員には重要なポストに就いてもらう考えである。女性職員のロールモデルとして活躍してほしいと思っている。

男女の間には溝があると思っているが、中里委員が言われているように単に男女で線引きをするのではなく、乗り越えていく努力が必要であると思っている。

男女共同参画は、重要な柱であると考えており、皆様にも男女共同参画のリーダーになっていただきたいと思っている。皆様には、大変お世話になるがよろしくお願い申し上げます。

4 委員自己紹介

・名簿順に自己紹介を行う。

5 会長及び副会長の選出

- ・会長：中里英樹委員 副会長北村久美子委員
- ・審議会委員の互選により、会長・副会長を選出する。

6 会長・副会長あいさつ

・会長あいさつ

男女共同参画審議会の会長を務めさせていただくが、よろしくお願い申し上げます。

昨年度までの男女共同参画計画等策定委員会においても委員長をさせていただいた。

策定委員会では、各委員からそれぞれの立場から意見をいただき素晴らしい計画ができたと思っている。尼崎市の男女共同参画審議会では部会長をしており、丹波市自治会長会で啓発のぼりを作成されたことや委員が策定委員会に参加したことで行動が変わったなどを市の担当者に話すに関心を持っておられた。丹波市では条例の策定が予定されている。条例を制定されている市は多くはないが、皆さんの知恵を結集して先進的な条例、他の自治体が参考にするような条例ができればと思う。先ほど、市長からは力強い発言、副市長からは緻密な分析があったが、熱い情熱と緻密な分析の両輪で引っ張っていただければと思う。

・副会長あいさつ

昨年度までの男女共同参画計画等策定委員会では副委員長を務めさせていただいた。これからも皆さんと一緒に議論ができることを楽しみにしている。地域での男女共同参画の学習会に参画させていただいているが、近頃は多様化していると感じている。当初は、女性の活躍の場を目指していたところがあるが、男女共同参画についても考え方が様々であり活動するのも難しい状況となっている。審議会の意見を各地域に持って帰りたいと思っているので、忌憚のない意見をお願いしたい。

7 議事

(1) 丹波市男女共同参画審議会の会議運営要領、傍聴規程の認定

事務局より資料3、資料4に基づき説明

特に意見はなく、承認された。

(2) 会議公開・非公開の決定について

審議にあたっては、特段個人情報特定されることはないため、公開とする。また、議論を進めていく中で個人が特定されるような内容となった場合には、非公開とする旨を確認する。

(3) 第2次丹波市男女共同参画計画の進捗状況について

事務局より資料5、資料6-1、6-2に基づき説明

【意見要旨】

委員

自己評価と言うのは、各施策の担当課が評価したものか。

事務局

各施策を実施している部署の担当者が4段階で評価したものである。

委員

資料5の自己評価の評価の数は、評価した職員の数ということか。

事務局

職員の数ではなく、評価した施策の数となっている。

会長

資料6-2から資料6-1へ集約され、さらに資料5で取りまとめられている。

委員

年度によって施策数が変わっているのはなぜか。

事務局

資料6-2の施策No3の事業、「TAMBA 地域づくり大学 輝く女性育成コース」のように事業実施が平成27年度からとなっているものがあるため、年度によって施策数が異なっている。

(4) 第3次丹波市男女共同参画計画について

事務局より第3次丹波市男女共同参画計画書に基づき説明

【意見要旨】

副会長

第2次計画の目標のひとつであるワーク・ライフ・バランスについて、施策の評価が5年間D

評価となっている育児・休業制度の周知に関連して、第3次計画では、市役所における男性の育児休業取得率の目標が10%となっている。現在の市役所の状況はどうか。

事務局

平成29年度の取得者は、いない状況である。今後、取得率の向上に向けて周知を強化する必要があると考えている。

副会長

男性職員にも目標数値を理解していただくなど、積極的に推進されたい。

会長

2017年度の民間企業における男性の育児休業取得率は、5.14%でありここ数年間伸びている。育児休業給付率の引き上げや国のキャンペーンなども理由として考えられるが、育児休業を取得しやすいのは、出産直後からサポートする場合である。また、経営者等のトップの考えによって取得しやすい環境が生まれるので、市役所においても積極的に取り組んでもらいたい。

(5) 丹波市男女共同参画センター（仮称）基本計画について

事務局より資料7、資料8、資料9に基づき説明

【意見要旨】

会長

今後、審議会において内容を検討する機会はあるのか。

事務局

次回の審議会において、男女共同参画センターの機能について審議していただきたいと考えている。

会長

男女共同参画センターの設置は、重要な事業であるので、委員の皆様にもご意見をいただきたいと思っている。説明のあった計画については、承認するものでないと考えていいか。

事務局

計画の内容を確認していただきたいと思っている。

会長

男女共同参画センターの運営方法は、指定管理や直営があるが議論は済んでいるのか。

副市長

男女共同参画センター基本計画では直営で行うこととしているが、変更できないというものではない。男女共同参画センター基本計画では、基本的な部分を書いている。具体的な機能の検討を進める中で、運営が指定管理の方がいいのであればご意見をいただければと思う。

会長

次回の会議で男女共同参画センターについてのご意見をいただきたいと思う。

(6) 丹波市男女共同参画条例（仮称）の制定について

事務局より資料 10、資料 11 に基づき説明

【意見要旨】

委員

子育て中の母親と接する機会が多い中で感じることは、都会から丹波市に嫁いだ場合、夫の両親に反対されることや地域が男性中心になっていることなどが課題となっている。例として、女性が会議や地域に出ようと思っても家族の反対意見から出席や参加できないケースがある。女性は、家庭を守るべきであるとの意識が残っており、このような地域性や世代間の意識の違いがあることを考慮してほしいと思う。

会長

地域性を生かすことについては、それをどの方向で生かすのかを気をつける必要がある。

委員

ヒアリングをされるのであれば、協力させていただく。

委員

都会から来られた人だけでなく、以前から住んでおられる方の中にも世代間の壁があり、やりたいことがあっても同居の両親が快く思わないからできないという話を聞いたことがあるので、大切な部分だと思う。男女共同参画センターや市民活動センターについては丹波市の特徴が分からない。「自然体験型保育園に行かせたいが、そういうところがない」、また「希望する保育園に入れない」という声も聞くが、第2次計画の自己評価ではオールAになっているので、なぜだろうと思う。子育て世代の意見が入っていないように思う。丹波市として特徴のある機能があれば利用者も増えると思う。

会長

条例を制定している市は、大都市や中核市で制定されていることが多いが、丹波市と類似の特性を持った他県の市の条例を参考にすれば課題の解決が見えてくるのではないかと。男女共同参画条例では項目を入れていないが、他の条例で盛り込んでいることもある。

委員

市内には単位自治会が約 300 あるが、女性自治会長はいない。25 ある自治協議会では、会長はすべて男性だが、女性が役員に就任されていることはある。単位自治会で女性が役員になるのは家族の反対などがあり就任しにくいのが現実だと思う。自治振興会であれば地縁性や血縁性が薄らぐので少しは就任しやすいと思う。女性は家事や介護等の役割を担っているため、女性が出やすくするためにどのように乗り越えていくのかが課題である。また、職場における女性の活躍を進めることも重要となっているが、男性に比べ非正規雇用が多い。非正規雇用だと育児休暇等を

取得するのは難しい。条例を制定して意識を改革してくことは大切であり、そうしないと疲弊した社会になると思う。

会長

自治会役員の登用については、「市民団体の責務」の項目に関わってくるが市の考えはどうか。

事務局

一般的に市や市民、事業者の責務を入れることが多いが、自治会やコミュニティなどにおいても男女共同参画を進めていく必要があるので、市民団体の責務を入れたいと思っている。また、学校教育や社会教育の場における男女共同参画の推進は、市が進めていくことにしているが、教育関係者の責務を入れるかどうかについてご意見をいただきたい。

委員

教育関係者の範囲はどこまでなのか。

事務局

教育関係者となると塾なども含まれてしまうので、項目に入れるべきか迷っているところである。

委員

学校教育に携わっていたOBなども含まれるのかなど、範囲が広がるかもしれない。

事務局

教育関係者となるとあらゆる教育に携わる個人や団体など幅広い範囲になると考える。

会長

近年に制定された川西市や姫路市では、教育関係者の責務を入れている。教育関係者の責務を条文に入れた上で再検討してもいいと思う。

委員

配偶者等からの暴力の防止について、性別による権利侵害の中で記載するため、基本的施策では記載しないとなっているが、セクハラ等と違ってDV被害者は、生活保護や措置を受けて避難をすることがあり、市の施策と繋がって支援を受けなければならない立場にあるので、項目に追加してもらった方が影響力は大きいと思う。横断的に市の施策として取り組んでいただければと思う。

会長

他の条例に入っているから項目にしていないのか。

事務局

他の条例に入っているからではなく、他市の例を参考とした。

会長

他の条例に入っていないのかを確認の上、入っていないのであれば項目として追加してはどうかと思う。次回は、条文案を提示していただき、検討したいと思う。

8 その他

事務局

長時間にわたり議論いただきお礼を申し上げます。今回のご意見を参考に条文案を作成するので、再度意見をいただくとともに、男女共同参画センターの機能についてもご意見をいただきたい。次回は、9月の開催を予定しているので、よろしく願います。

9 閉会

・副会長

熱心に議論をしていただき、お礼を申し上げます。次回の会議でもご意見をいただきたいと思う。本日は、お疲れ様でした。